**「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案**

資料３

| 現　行 | 改　定　案 | 改定の理由 |
| --- | --- | --- |
| 第１章　総論　（略）  第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法  第１節　大気質  １　現況調査  (1) 調査項目  ア．大気質に係る調査項目  　　大気質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。  　　　二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシンダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質、その他必要な物質  (2)　（略）  (3) 調査方法  ア．大気汚染に係る調査方法  (ｱ)～(ｲ)　（略）  (ｳ)測定方法  ａ．環境基準が定められている項目　（略）  ｂ．環境基準の定められていない項目  環境基準の定められていない項目の測定方法は、次に定める方法による。（以下略）  (a)非メタン炭化水素　（略）  **(b)**その他必要な物質  「大気汚染物質測定法指針」（昭和63年３月環境庁大気保全局）、**日本工業規格（ＪＩＳ）**等  （以下略）  第２節　水質・底質  １　現況調査  (1)～(2)　（略）  (3) 調査方法  ア．水質汚濁に係る調査方法  水質汚濁に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。  なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。  (ｱ)～(ｳ)　（略）  (ｴ)測定方法  ａ．採水方法　（略）  ｂ．分析方法  分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。  (a)～(f)　（略）  (g) 「**日本工業規格**」  (h)～(k)　（略）  イ．底質に係る調査方法  底質に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。（以下略）  (ｱ)～(ｲ)　（略）  (ｳ)測定方法  ａ．採泥方法　（略）  ｂ．分析方法及び溶出試験方法  分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。  (a) 「底質調査方法について」  (b) 「**日本工業規格**」  (c)～(f)　（略）  （以下略）  第３節～第４節　（略）  第５節　振動  １　現況調査  (1)～(2)　（略）  (3)調査方法  ア．振動に係る調査方法  振動に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。  なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。  (ｱ)一般環境中の振動  ａ．～ｂ．　（略）  ｃ．測定方法  一般環境中の振動の測定方法は、「**日本工業規格**Ｚ8735」に定める方法による。  （以下の第５節及び第６節　略）  第７節　悪臭  １　現況調査  (1)～(2)　（略）  (3)調査方法  ア．悪臭に係る調査方法  悪臭に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。  なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。  (ｱ)(ｲ)　（略）  (ｳ)測定方法  悪臭についての測定方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年５月30日環境庁告示第９号）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年９月13日環境庁告示54第63号）に定める測定方法による。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、**日本工業規格（ＪＩＳ）**等に定める方法による。  ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。  （以下の第７節及び第８節　略）  第９節　土壌汚染  １　現況調査  (1)調査項目  ア．土壌汚染に係る調査項目  土壌汚染に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。  カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、**シス－１，２－ジクロロエチレン**、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類、その他重金属等土壌汚染物質  （以下略）  第３章　環境影響評価方法書等の作成　（略）  附則　（略） | 第１章　総論　（略）  第２章　調査、予測、評価及び事後調査の方法  第１節　大気質  １　現況調査  (1) 調査項目  ア．大気質に係る調査項目  　　大気質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び大気汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。  　　　二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシンダント、非メタン炭化水素、全炭化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質**、水銀**、その他必要な物質  (2)　（略）  (3) 調査方法  ア．大気汚染に係る調査方法  (ｱ)～(ｲ)　（略）  (ｳ)測定方法  ａ．環境基準が定められている項目　（略）  ｂ．環境基準の定められていない項目  環境基準の定められていない項目の測定方法は、次に定める方法による。（以下略）  (a)非メタン炭化水素　（略）  **(b)水銀**  **「有害大気汚染物質測定方法マニュアル（水銀・ベンゾ[a]ピレン）」（平成11年３月環境庁大気保全局大気規制課）**  **(c)**その他必要な物質  「大気汚染物質測定法指針」（昭和63年３月環境庁大気保全局）、**日本産業規格（ＪＩＳ）**等  （以下略）  第２節　水質・底質  １　現況調査  (1)～(2)　（略）  (3) 調査方法  ア．水質汚濁に係る調査方法  水質汚濁に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。  なお、予測及び評価の方法を勘案して、「大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府）等既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。  (ｱ)～(ｳ)　（略）  (ｴ)測定方法  ａ．採水方法　（略）  ｂ．分析方法  分析方法は、次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。  (a)～(f)　（略）  (g) 「**日本産業規格**」  (h)～(k)　（略）  イ．底質に係る調査方法  底質に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。（以下略）  (ｱ)～(ｲ)　（略）  (ｳ)測定方法  ａ．採泥方法　（略）  ｂ．分析方法及び溶出試験方法  分析方法等は、次に掲げる方法のうちから項目に応じて適切なものを選定する。  (a) 「底質調査方法について」  (b) 「**日本産業規格**」  (c)～(f)　（略）  （以下略）  第３節～第４節　（略）  第５節　振動  １　現況調査  (1)～(2)　（略）  (3)調査方法  ア．振動に係る調査方法  振動に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。  なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。  (ｱ)一般環境中の振動  ａ．～ｂ．　（略）  ｃ．測定方法  一般環境中の振動の測定方法は、「**日本産業規格**Ｚ8735」に定める方法による。  （以下の第５節及び第６節　略）  第７節　悪臭  １　現況調査  (1)～(2)　（略）  (3)調査方法  ア．悪臭に係る調査方法  悪臭に係る調査は、次に掲げるところにより現地調査を実施する。  なお、予測及び評価の方法を勘案して、既存資料の整理・解析で必要なデータが得られる場合には、これをもって現地調査に代えることができる。  (ｱ)(ｲ)　（略）  (ｳ)測定方法  悪臭についての測定方法は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年５月30日環境庁告示第９号）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成７年９月13日環境庁告示54第63号）に定める測定方法による。また、その他必要な物質・項目等の測定方法は、**日本産業規格（ＪＩＳ）**等に定める方法による。  ただし、これらと同等又は同等以上の測定結果が得られる適切な方法がある場合には、その方法によることができる。  （以下の第７節及び第８節　略）  第９節　土壌汚染  １　現況調査  (1)調査項目  ア．土壌汚染に係る調査項目  土壌汚染に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。  カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ＰＣＢ、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、**１，２－ジクロロエチレン**、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類、その他重金属等土壌汚染物質  （以下略）  第３章　環境影響評価方法書等の作成　（略）  附則　（略） | **（理由）**  **①水銀に関する水俣条約がH29.8.16に発効し、改正大気汚染防止法（平成27 年6 月19 日法律第41 号）がH30.4.1に施行され、水銀の大気排出規制が追加されたため。**  **②土壌の汚染に係る環境基準についての一部が改正され、土壌環境基準項目（溶出基準）のうち「シス－１，２－ジクロロエチレン」の項目名が「１，２－ジクロロエチレン」に変更されたため。【平成31年４月１日施行】**  **③平成30年第196会通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」（法律第33号）が可決成立し、「工業標準化法」が一部改正され「産業標準化法」に変わり、日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）となるため。【令和元年７月１日施行】** |